

就学援助制度を ご存じですか

教育委員会庶務課 ☎66・1166

経済的な理由から、子どもを小・中学校に通学させることが困難な家庭に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などを補助します。詳しくは各学校または教育委員会庶務課へお問い合わせください。

軽自動車などの廃車、名義・住所変更手続きはお早めに

税務収納課 ☎66・1115

軽自動車税は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者に課税されます。したがって、廃車、譲渡、盗難などにより実際に車を所有していないとしても、所定の届出をしておかないといつまでも税金がかかります。

軽自動車税は、月割りで計算しません。4月1日以降に手続きをしても税金の払い戻しはありませんので廃車や譲渡をされたときは、早めに手続きをしてください。
次に該当する方は手続きをお忘れなく願います。

① 現在使用していない原動機付自転車、軽自動車等を所有している方で、廃車手続きを済ませていない方

② 転入・転出をしても車の住所変更をしていない方

③ 友人、知人に車を譲渡しても名義変更の手続きをしていない方

※3月下旬は窓口が大変混雑しますので、なるべくお早めに手続きを済ませるようお願いいたします。

◆主な軽自動車の税額

- 原動機付自転車**
- ・総排気量が50cc以下 千円
 - ・総排気量が50ccを超え90cc以下の二輪 千200円
 - ・総排気量が90ccを超え125cc以下の二輪 千600円
- 小型特殊自動車**
- ・農耕作業用 千600円
 - ・その他のもの 千700円
- 軽自動車**
- ・軽二輪 千400円
 - ・四輪の乗用自家用 千700円
 - ・四輪の貨物自家用 千200円
- 二輪の小型自動車**
- ・総排気量が250ccを超えるもの 千400円
- 普通自動車の登録検査および廃車、名義・住所変更の

お問い合わせは、豊橋自動車検査登録事務所へ。

【登録】 ☎0532・328821

【検査】 ☎0532・328822

車種	原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車	軽自動車		二輪の小型自動車 (250cc以上のバイク)
		軽二輪(126cc~250cc)	四輪	
届出先	市役所税務収納課 税政担当	愛知県軽自動車協会 (豊橋分室) ☎0532・344601	愛知県軽自動車検査協会 (豊橋支所) ☎0532・343311	愛知陸運支局 豊橋自動車検査登録事務所 ☎050・55402049
届出に 必要な もの	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 〈名義変更〉 ・印鑑(新・旧所有者両方) ・標識交付書	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 ・自動車検査証(軽二輪126~250ccは軽自動車届出済証) 〈名義変更・住所変更〉 ・新所有者の住民票の写し ・自賠責保険証 ・印鑑(新・旧所有者両方) ・自動車検査証(軽二輪126~250ccは軽自動車届出済証) ※手続きは、自家用自動車組合(蒲郡警察署北 ☎69・5105)で代行してくれます。		

市民農園を 開設しませんか

農林水産課 ☎66・1126

現在、市内には41haもの遊休農地があります。この遊休農地を有効に利用するために、市民農園を開設しませんか。使っていない農地をお持ちの農家の方や市民農園を開設したいと思っているNPOなどの団体の方は、農林水産課までご連絡ください。

【市民農園開設奨励補助制度】

市民農園を開設しようとする方への補助金です。ぜひ、ご利用ください。

対象

- ① 市内に農地を所有し、市民農園を開設する農家
 - ② 市と農地の貸付協定を結んで開設する団体など
- 条件** 農園の面積が概ね5アール(500㎡)以上であること
- 補助金額** 市民農園の開設に必要な経費の半額で1件10万円まで
- 申込期限** 平成20年3月31日(月)

お気軽にご相談ください 相談は無料。秘密厳守です。

名称	とき	ところ	相談員	問合せ先
人権相 行政相 よろず相談	2月28日(木) 午前10時~午後4時	市民 相談室	小林 敏弘 白川 節子	市民課 ☎66・1110
	3月7日(木) 午前10時~午後4時		松井 慶彦 金澤 佳子	
子育て 家庭相談	毎週月~金曜日 午前9時30分~午後5時	家庭 児童 相談室	家庭児童 相談員	家庭児童相談室 ☎66・1213

名称	とき	ところ	相談員	問合せ先
法律相談 (予約制)	3月7日(木)・14日(木) 午後1時~4時 予約受付:3月7日は2月26日(木)、3月14日は3月5日(木)午前8時30分からです。	市民 相談室	弁護士	市民課 ☎66・1110
	毎週金曜日 (祝日は除く) 午前10時~午後4時30分			